

令和2年4月10日

公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会会長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請について（依頼）

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されました。

これを受けて、別添2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針の「3（2）施設の使用停止及び催物の開催の停止要請」に基づき、対象施設の管理者等に対して、協力を要請しますので、貴団体の構成員の皆様にお知らせくださるようお願いします。

別添

1. 知事メッセージ
2. 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

問合せ先

環境農政局環境部資源循環推進課

指導グループ 小島、工藤

電話 045-210-4156

知事メッセージ

4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言以来、県民の皆さんには、外出の自粛にご協力をいただき、心から感謝します。

感染拡大の防止に向けては、全ての県民・事業者の皆さんと連携し、今まさに、緊急事態にあるという強い危機意識を持って、取り組む必要があります。

人と人との接触機会を8割低減するには、県民の皆さんの外出の抑制に加え、外出を誘引する機会を減らすことも重要です。

そこで、明日11日から、多くの県民の皆さんが利用する施設の使用や、複数の方が参加するイベントの開催の停止などを、本日改めて、要請することとしました。

具体的には、キャバレー、ナイトクラブなどの「遊興施設」、「大学、学習塾等」、水泳場、ボーリング場などの「運動、遊技施設」、劇場や映画館、などの施設については、基本的に休止をお願いします。

また、その他の規模の小さな施設についても、施設使用の停止の趣旨をご理解いただき、適切に対応いただくよう協力をお願いします。

この他、屋内外を問わず、複数の方が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベントの開催についても自粛をお願いします。

食事を提供する施設については、朝5時から夜8時までの営業とし、お酒の提供は夜7時までとしてください。

また、生活必需品や食料品を扱う施設については、感染防止を徹底したうえで、営業を継続してもらいますので、必要以上の買いだめを控えるなど、冷静な行動をお願いします。

停止や利用の制限をお願いする具体的な施設は別紙のとおりです。

県は、こうした協力のお願いにより影響を受ける県民や事業者の皆さんの相談や支援に全力で取り組みます。

今が、感染拡大の防止の正念場です。県民や事業者の皆さまとともに、力を結集し、県民総ぐるみで、この難局を乗り切っていきましょう。

令和2年4月10日

黒岩 祐治

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和2年4月7日制定

令和2年4月10日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の対処方針で示された重要事項を基に、次により緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年4月7日～5月6日まで

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出の自粛（令和2年4月7日～5月6日）

法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。

(2) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

法第24条第9項に基づき、これまでの学校に加え、別紙1の施設管理者若しくはイベント主催者に対し、施設の使用停止、若しくは催物の開催の停止を要請する。これに当てはまらない施設についても、法によらない施設の使用停止の協力を依頼する。

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請する。

なお、別紙2に記載の社会生活を維持する上で必要な施設は、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請する。

法第45条第2項、3項及び4項に基づく要請、指示及び公表については、上記の要請の効果を見極めたうえで行うものとする。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供

新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「神奈川モデル」では、医療崩壊を防ぐため、入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定するとともに、重症者に対しては高度医療を提供できる医療機関の治療体制を確保し、軽症者や症状がない感染者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。

神奈川モデルによる医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送

必要に応じ、法第 54 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請、指示を行う。

(5) 物資の売り渡しの要請

必要に応じ、法第 55 条に基づき、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しの要請、収用などを行う。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等

国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないように関係法令に基づく措置を行う。

(7) その他

上記の他、必要に応じて、特措法に基づく措置を行う。

4 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNS などあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、国の緊急経済対策に基づく施策などと連携し、県対策本部の緊急経済・社会対策部で、きめ細かな支援に努める。
- 売り上げ不振や生活の困窮など、県民や事業者から社会経済面からの相談に対応するコールセンターを設置する。

(3) 医療体制の確保

- 神奈川モデルによる医療供給体制を確立するため、医療機関や医療従事者、民間事業者の理解を得て、病床や宿泊施設の確保に全力で取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症に対処する医療関係者を応援するよう、県民に求める。

(4) 市町村との連携

- 本実施方針を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

(5) 県の実施体制

- 8 月末まで、県が主催するイベントや県民利用施設の休止等を行う。
緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第11条に該当するもの)

(別紙1)

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。)
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(＝休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校(大学等を除く。)

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触 感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機 物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
社会福祉施設 等	適切な感染防止対策の協力要請	保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園 等 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限